

制度改正により新たに第三子以降の算定に含める対象となる  
「児童の兄弟等」と「生計費負担の有無」とは

児童の兄弟等とは、親等の経済的負担のある、18 歳年度末を経過した後 22 歳年度末までの子（多子加算の算定にあたってのカウント対象とする）をいいます。

※児童とは、高校生年代（18 歳到達後の最初の年度末まで）の子をいいます。

なお、児童の兄弟等の「経済的負担」の有無については、

- ①監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしていること
- ②生計費の相当部分の負担をしていること

の 2 点を規定しています。（法第 6 条第 2 項第 2 号）

**「児童の兄弟等」と同居している・遠方においても学費や住居費を負担しているなど、日常的な面倒を見ている場合は、児童の兄弟等の「生計費負担 有」に○をつけてください。**